設楽町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月３０日

設楽町長　　土 屋　　浩

令和８年設楽町規則第１３号

設楽町職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

（設楽町職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第１条　設楽町職員の給与の支給等に関する規則（平成17年設楽町規則第35号）の一部を次のように改正する。

第15条の５第３項第４号中「若しくは」を「又は」に改め、同項第５号中「公署に移転」を「公署の移転」に改め、同項第６号中「第２号」を「第１号」に改め、「又は定年前再任用」を削る。

第17条第２項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第22条第７項中「前再任用職員」の次に「（法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を加え、同項第１号中「100分の121.5以上100分の205」を「100分の124以上100分の315」に、「100分の126.5以上100分の215」を「100分の126.5以上100分の322.5」に改め、同項第２号中「100分の110以上100分の121.5」を「100分の112.5以上100分の124」に改め、同項第３号中「100分の98.5」を「100分の101」に改め、同項第４号中「100分の90」を「100分の92.5」に改め、同条第11項第１号中「100分の50.25」を「100分の51.5」に、「100分の52.75」を「100分の54」に改め、同項第２号中「100分の46.75」を「100分の48」に、「100100分の49.25」を「100分の50.5」に改め、同項第３号中「100分の47.25以下」を「100分の46以下、12月に支給する場合には100分の48.5以下」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条の６関係）

期間の区分	支給月額
1年未満	371,300円
1年以上2年未満	371,300円
2年以上3年未満	371,300円
3年以上4年未満	371,300円
4年以上5年未満	371,300円
5年以上6年未満	371,300円
6年以上7年未満	371,300円
7年以上8年未満	371,300円
8年以上9年未満	371,300円
9年以上10年未満	371,300円
10年以上11年未満	371,300円
11年以上12年未満	371,300円
12年以上13年未満	371,300円
13年以上14年未満	371,300円
14年以上15年未満	371,300円
15年以上16年未満	371,300円
16年以上17年未満	367,300円
17年以上18年未満	363,300円
18年以上19年未満	359,300円
19年以上20年未満	355,300円
20年以上21年未満	351,300円
21年以上22年未満	339,000円
22年以上23年未満	324,300円

23年以上24年未満	308,800円
24年以上25年未満	293,300円
25年以上26年未満	277,300円
26年以上27年未満	260,300円
27年以上28年未満	243,300円
28年以上29年未満	226,300円
29年以上30年未満	208,800円
30年以上31年未満	191,300円
31年以上32年未満	173,800円
32年以上33年未満	155,800円
33年以上34年未満	137,300円
34年以上35年未満	118,800円
備考　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第5条の4の職員となった日以後の期間を示す。	

備考　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第５条の４の職員となった日以降の期間を示す。

第２条　設楽町職員の給与の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「育児休業をし、」を「育児休業をし、育児休業法第19条第１項に規定する部分休業（１日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により、」に改める。

第５条の２の前の見出しから第５条の５までの規定中「初任給調整手当」を「第１種初任給調整手当」に改める。

第５条の６第１項中「第５条の３及び第５条の４に規定する職員に支給する初任給調整手当」を「第１種初任給調整手当」に改め、同項後段から同条第３項までの規定中「初任給調整手当」を「第１種初任給調整手当」に改める。

第５条の７中「初任給調整手当」を「第１種初任給調整手当」に改める。

第５条の９中「初任給調整手当」を「第１種初任給調整手当」に、「初任給手当」を「第１種初任給調整手当」に改める。

第５条の10中「初任給調整手当」を「第１種初任給調整手当」に改める。

第５条の11中「初任給調整手当」の次に「(第１種初任給調整手当及び第２種初任給調整手当をいう。)」を加え、同条を第５条の16とし、第５条の10の次に次の見出し及び５条を加える。

(第２種初任給調整手当の支給)

第５条の１１　条例第11条の２第１項の町長が規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額(同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。)の算定の基礎となる額として町長が規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)　当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第５条第３項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2)　条例附則第20項の規定の適用を受ける職員　当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第５条第３項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第６条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の

端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

第５条の１２　条例第11条の２第１項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して町長が規則で定める額は、1,140円とする。

第５条の１３　条例第11条の２第１項の町長が規則で定める日は、特定額が基準額(同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。)以上となった日の前日とする。

第５条の１４　条例第11条の２第２項の規定による第２種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては当該額に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

第５条の１５　条例第11条の２第３項の町長が規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第１項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

２　前項に規定する職員の第２種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

３　前条の規定は、第１項に規定する職員の第２種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第６条第４項第２号中「年額130万円以上」の次に「(満18歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者にあっては、年額150万円以上)」を加える。

第７条第１項中「100分の４」を「100分の７」に改める。

第９条第１項第２号中「又は通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第15条第３項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改め、同条第２項中「提示」の次に「若しくは第12条の２に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第９条第３項中「任命権者は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿(様式第６)に記載するものとする。」を削る。

第11条の２の次に次の１条を加える。

第１１条の３　条例第15条第２項第３号に規定する同条第１項第３号に掲げる職員の区分及びこれらに対応する同条第２項第３号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1)　条例第15条第１項第３号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道２キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道２キロメートル未満であ

るが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　同条第２項第１号及び第２号に定める額

(2)　条例第15条第１項第３号に掲げる職員のうち、１か月当たりの運賃等相当額（２以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「１か月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第２項第２号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあっては、その額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同条第２項第１号に定める額

(3)　条例第15条第１項第３号に掲げる職員のうち、１か月当たりの運賃等相当額等が同条第２項第２号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあっては、その額を加算した額）未満である職員（第１号に掲げる職員を除く。）　同条第２項第２号に定める額

第12条の次に次の３条を加える。

第１２条の２　条例第15条第３項の町長が規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)　勤務公署の周辺又は第９条第２項及び第３項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして町長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2)　職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3)　その利用について職員の配偶者若しくは条例第12条第２項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして町長が

定める施設でないこと。

２　前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると町長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める要件とする。

第１２条の３　条例第15条第３項の町長が規則で定める職員は、第11条の３第２号に掲げる職員とする。

第１２条の４　条例第15条第３項第１号の町長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円)とする。

(1)　１の駐車場等を利用する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　月を単位として駐車場等の料金が定められている場合　当該料金の額

ロ　駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が２以上の月にわたる場合　当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　町長が定める額

(2)　２以上の駐車場等を利用する場合　それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第18条第10項中「第８項の規定を準用する」を「第８項各号に掲げる期間を除算する」に改める。

第22条第７項中「(法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)」を削り、同項第１号中「６月に支給する場合には100分

の124以上百分の315」を「100分の125.25以上100分の318.75」に改め、「、12月に支給する場合には、100分の126.5以上100分の322.5以下」を削り、同項第２号中「６月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124」を「100分の113.75以上100分の125.25」に改め、「、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満」を削り、同項第３号中「６月に支給する場合には100分の101」を「100分の102.25」に改め、「、12月に支給する場合には100分の103.5」を削り、同項第４号中「６月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の93.75」に改め、「、12月に支給する場合には100分の95以下」を削り、同条第11項第１号中「６月に支給する場合には100分の51.5」を「100分の52.75」に改め、「、12月に支給する場合には100分の54以上」を削り、同項第２号中「６月に支給する場合には100分の48」を「100分の49.25」に改め、「、12月に支給する場合には100分の50.5」を削り、同項第３号中「月に支給する場合には100分の46」を「100分の47.25」に改め、「、12月に支給する場合には100分の48.5以下」を削る。

様式第５を次のように改める。

様式第5(第9条関係)

通　　勤　　届

任命権者　　様

設楽町職員の給与の支給等に関する規則第9条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

氏　名		所属課		
住　所				
順路	交　通　機　関　等			
	交通機関等の名称	利用区間	定期券・回数券	金　額
1		～		
2		～		
自　動　車　等				
使用用具	使　用　区　間		片道キロ数	車種ナンバー等
自転車			・	
自動車			・	
その他			・	
通勤に伴う駐車場代（月額：上限5,000円）			円	
◎住居～勤務地間の経路詳細図				

認定者 認定日　　年　月　日 片道キロ数 支給月額　　円	取扱者 認　印	課　長	課長補佐	主　査	担当者

様式第６を次のように改める。

様式第６　　削除

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年

４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の設楽町職員の給与の支給等に関する規則(以下「給与規則」という。)の規定は、令和７年４月１日から適用する。

(宿日直手当の内払)

第２条　改正後の給与規則の規定を適用する場合には、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された宿日直手当は、改正後の給与規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

(第２種初任給調整手当における暫定再任用職員に関する経過措置)

第３条　暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和３年法律第63号)附則第４条第１項若しくは、第２項、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号。)第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職(次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)は、地方公務員法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の給与規則第５条の11の規定を適用する。

第４条　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規則第５条の14(改正後の規則第５条の15において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

第５条　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和８年設楽町条例第６号)による改正後の給与条例第15条第３項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において

同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の給与規則第９条第１項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

設楽町職員の給与の支給等に関する規則（平成17年設楽町規則第35号）新旧対照表

第１条関係

改正後	改正前
（単身赴任手当の支給） 第15条の５　（略） ２　（略） ３　条例第15条の２第３項の規定に基づき同条第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当を支給する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3)　（略） (4)　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第15条の２に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、町長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は　　公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第15条の３に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと町長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員 (5)　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、町長の定める特別な事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第15条の３に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する	（単身赴任手当の支給） 第15条の５　（略） ２　（略） ３　条例第15条の２第３項の規定に基づき同条第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当を支給する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3)　（略） (4)　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第15条の２に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、町長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第15条の３に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと町長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員 (5)　公署を異にする異動又は在勤する公署に移転に伴い、住居を移転した後、町長の定める特別な事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第15条の３に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する

公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと町長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員	公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと町長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
(6)　第１号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「第15条の２」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用　　」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員	(6)　第２号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「第15条の２」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は定年前再任用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員
(7)　（略）	(7)　（略）
（宿日直手当の支給）	（宿日直手当の支給）
第17条　（略）	第17条　（略）
２　前項第１号及び第２号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務１回につき4,700円とする。ただし、勤務時間が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。	２　前項第１号及び第２号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務１回につき4,400円とする。ただし、勤務時間が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
３　（略）	３　（略）
（勤勉手当の支給）	（勤勉手当の支給）
第22条　（略）	第22条　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（略）	（略）
７　定年前再任用職員（法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第21条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。	７　定年前再任用職員　　以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第21条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(1)　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）をいう。以下同じ。）の全体評語（当該直近の業績評価の結果を総括的に表示する記号であって、任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　6月に支給する場合には100分の124以上100分の315　以下、12月に支給する場合には、100分の126.5以上100分の322.5以下

(2)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満

(3)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の町長の定める職員を除く。）　6月に支給する場合には100分の101　、12月に支給する場合には100分の103.5

(4)　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員　6月に支給する場合には100分の92.5以下、12月に支給する場合には100分の95以下

8～10　（略）

11　定年前再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　6月に支給する場合には100分の51.5　以上、12月に支

(1)　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）をいう。以下同じ。）の全体評語（当該直近の業績評価の結果を総括的に表示する記号であって、任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　6月に支給する場合には100分の121.5以上100分の205以下、12月に支給する場合には、100分の126.5以上100分の215　以下

(2)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　6月に支給する場合には100分の110以上100分の121.5未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満

(3)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の町長の定める職員を除く。）　6月に支給する場合には100分の98.5、12月に支給する場合には100分の103.5

(4)　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員　6月に支給する場合には100分の90　以下、12月に支給する場合には100分の95以下

8～10　（略）

11　定年前再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　6月に支給する場合には100分の50.25以上、12月に支

給する場合には100分の54　以上

(2)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の町長の定める職員を除く。）

6月に支給する場合には100分の48　、12月に支給する場合には100分の50.5

(3)　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員　6月に支給する場合には100分の46以下、12月に支給する場合には100分の48.5以下

12・13　（略）

別表第1（第5条の6関係）

期間の区分	支給月額
1年未満	371,300円
1年以上2年未満	371,300円
2年以上3年未満	371,300円
3年以上4年未満	371,300円
4年以上5年未満	371,300円
5年以上6年未満	371,300円
6年以上7年未満	371,300円
7年以上8年未満	371,300円
8年以上9年未満	371,300円
9年以上10年未満	371,300円
10年以上11年未満	371,300円
11年以上12年未満	371,300円
12年以上13年未満	371,300円
13年以上14年未満	371,300円
14年以上15年未満	371,300円
15年以上16年未満	371,300円
16年以上17年未満	367,300円
17年以上18年未満	363,300円
18年以上19年未満	359,300円
19年以上20年未満	355,300円

給する場合には100分の52.75以上

(2)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の町長の定める職員を除く。）

6月に支給する場合には100分の46.75、12月に支給する場合には100100分の49.25

(3)　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員　6月に支給する場合には100分の47.25以下

12・13　（略）

別表第1（第5条の6関係）

期間の区分	支給月額
1年未満	368,800円
1年以上2年未満	368,800円
2年以上3年未満	368,800円
3年以上4年未満	368,800円
4年以上5年未満	368,800円
5年以上6年未満	368,800円
6年以上7年未満	368,800円
7年以上8年未満	368,800円
8年以上9年未満	368,800円
9年以上10年未満	368,800円
10年以上11年未満	368,800円
11年以上12年未満	368,800円
12年以上13年未満	368,800円
13年以上14年未満	368,800円
14年以上15年未満	368,800円
15年以上16年未満	368,800円
16年以上17年未満	364,800円
17年以上18年未満	360,800円
18年以上19年未満	356,800円
19年以上20年未満	352,800円

20年以上21年未満	351,300円
21年以上22年未満	339,000円
22年以上23年未満	324,300円
23年以上24年未満	308,800円
24年以上25年未満	293,300円
25年以上26年未満	277,300円
26年以上27年未満	260,300円
27年以上28年未満	243,300円
28年以上29年未満	226,300円
29年以上30年未満	208,800円
30年以上31年未満	191,300円
31年以上32年未満	173,800円
32年以上33年未満	155,800円
33年以上34年未満	137,300円
34年以上35年未満	118,800円

備考　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第5条の4の職員となった日以後の期間を示す。

備考　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第５条の４の職員となった日以降の期間を示す。

20年以上21年未満	348,800円
21年以上22年未満	331,900円
22年以上23年未満	314,700円
23年以上24年未満	298,000円
24年以上25年未満	281,100円
25年以上26年未満	264,200円
26年以上27年未満	243,400円
27年以上28年未満	223,000円
28年以上29年未満	202,600円
29年以上30年未満	181,800円
30年以上31年未満	159,900円
31年以上32年未満	138,000円
32年以上33年未満	116,300円
33年以上34年未満	84,400円
34年以上35年未満	54,600円

備考　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第５条の４の職員となった日以降の期間を示す。

設楽町職員の給与の支給等に関する規則（平成17年設楽町規則第35号）新旧対照表

第２条関係

改正後	改正前
（給与の支給）	（給与の支給）
第４条　（略）	第４条　（略）
２　月の１日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第２条第１項の規定により派遣され、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、育児休業法第19条第１項に規定する部分休業（１日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。	２　月の１日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第２条第１項の規定により派遣され、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。
（第１種初任給調整手当の支給） 第５条の２　（略） 第５条の３　条例第11条第１項の規定により第１種初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第５条の６において「臨床研修」という。）を経た者にあっては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法（昭和23年法律第201号）に規定する実地修練（第５条の６において「実地修練」という。）を経た者にあっては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で町長の定めるものを卒業した者にあっては、町長の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。 第５条の４　条例第11条第２項の規定により第１種初任給調整手当を支給される職員は、第５条の10の職員のほか、前条に規定する経過期間内に新たに第５条の２に規定する職を占めることになった職員とする。 第５条の５　前２条の規定にかかわらず、第１種初	（初任給調整手当の支給） 第５条の２　（略） 第５条の３　条例第11条第１項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第５条の６において「臨床研修」という。）を経た者にあっては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法（昭和23年法律第201号）に規定する実地修練（第５条の６において「実地修練」という。）を経た者にあっては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で町長の定めるものを卒業した者にあっては、町長の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。 第５条の４　条例第11条第２項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第５条の10の職員のほか、前条に規定する経過期間内に新たに第５条の２に規定する職を占めることになった職員とする。 第５条の５　前２条の規定にかかわらず、初任給調

任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、第１種初任給調整手当は支給しない。

第５条の６　第１種初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は採用の日又は第５条の４に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第１に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で町長の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第５条の４に規定する職員となった日までの期間が４年（臨床研修を経た場合にあっては６年、実地修練を経た場合にあっては５年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から３年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第５条の４に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは、その期間を１年として算定した期間）に相当する期間第１種初任給調整手当が支給されていたものとする。

２　第１種初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表第１の適用については、当該休職の期間（条例第26条第１項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

３　第１項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により第５条の３及び第５条の４に規定する職員に支給する第１種初任給調整手当の月額が別表第１に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める

整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

第５条の６　第５条の３及び第５条の４に規定する職員に支給する初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は採用の日又は第５条の４に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第１に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で町長の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第５条の４に規定する職員となった日までの期間が４年（臨床研修を経た場合にあっては６年、実地修練を経た場合にあっては５年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から３年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第５条の４に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは、その期間を１年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

２　初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表第１の適用については、当該休職の期間（条例第26条第１項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

３　第１項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により第５条の３及び第５条の４に規定する職員に支給する初任給調整手当の月額が別表第１に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める

ところによる。

第５条の７　第５条の３又は第５条の４に規定する職員となった者（第５条の５に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に第１種初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第１項の規定による第１種初任給調整手当の支給期間に既に第１種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る第１種初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第１種初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第５条の９　第１種初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第５条の２に規定する職である場合を除き、当該異動の日から第１種初任給調整手当は支給しない。

第５条の10　第５条の２に規定する職又は第５条の３に規定する職の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第１種初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の第１種初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、町長の定めるところにより、第１種初任給調整手当を支給する。

（第２種初任給調整手当の支給）

第５条の11　条例第11条の２第１項の町長が規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として町長が規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤

ところによる。

第５条の７　第５条の３又は第５条の４に規定する職員となった者（第５条の５に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第１項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第５条の９　初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第５条の２に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給手当は支給しない。

第５条の10　第５条の２に規定する職又は第５条の３に規定する職の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、町長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

務職員」という。）　当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第５条第３項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2)　条例附則第20項の規定の適用を受ける職員　当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第５条第３項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第６条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

第５条の12　条例第11条の２第１項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して町長が規則で定める額は、1,140円とする。

第５条の13　条例第11条の２第１項の町長が規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

第５条の14　条例第11条の２第２項の規定による第２種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては当該額に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額とする。）とする。	
第５条の15　条例第11条の２第３項の町長が規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第１項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。	
２　前項に規定する職員の第２種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。	
３　前条の規定は、第１項に規定する職員の第２種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。	
第５条の16　初任給調整手当（第１種初任給調整手当及び第２種初任給調整手当をいう。）は、給料の支給方法に準じて支給する。	第５条の11　初任給調整手当＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、給料の支給方法に準じて支給する。
（扶養手当の支給）	（扶養手当の支給）
第６条　（略）	第６条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。	４　任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者にあっては、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者	(2)　年額130万円以上＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

しての要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第５）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。	しての要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第５）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第15条第３項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合	(2)　住居、通勤経路又は通勤方法を変更し 、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
２　任命権者は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示若しくは第12条の２に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第15条第１項の職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。	２　任命権者は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示 を求める等の方法により確認し、その者が条例第15条第１項の職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
３	３　任命権者は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿（様式第６）に記載するものとする。）
第11条の３　条例第15条第２項第３号に規定する同条第１項第３号に掲げる職員の区分及びこれらに対応する同条第２項第３号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。	
(1)　条例第15条第１項第３号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が	

片道２キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道２キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　同条第２項第１号及び第２号に定める額

(2)　条例第15条第１項第３号に掲げる職員のうち、１か月当たりの運賃等相当額（２以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「１か月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第２項第２号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあっては、その額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同条第２項第１号に定める額

(3)　条例第15条第１項第３号に掲げる職員のうち、１か月当たりの運賃等相当額等が同条第２項第２号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあっては、その額を加算した額）未満である職員（第１号に掲げる職員を除く。）　同条第２項第２号に定める額

第12条の２　条例第15条第３項の町長が規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)　勤務公署の周辺又は第９条第２項及び第３項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして町長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2)　職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3)　その利用について職員の配偶者若しくは条例第12条第２項に規定する扶養親族に料金を支払

うこととなる施設又はこれに準ずるものとして町長が定める施設でないこと。	
2　前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると町長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める要件とする。	
第12条の３　条例第15条第３項の町長が規則で定める職員は、第11条の３第２号に掲げる職員とする。	
第12条の４　条例第15条第３項第１号の町長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。	
(1)　１の駐車場等を利用する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額	
イ　月を単位として駐車場等の料金が定められている場合　当該料金の額	
ロ　駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が２以上の月にわたる場合　当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	
ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　町長が定める額	
(2)　２以上の駐車場等を利用する場合　それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額	
（期末手当の支給）	（期末手当の支給）
第18条　（略）	第18条　（略）
２～９　（略）	２～９　（略）
10　前項の期間の算定については、第８項各号に掲げる期間を除算する。	10　前項の期間の算定については、第８項の規定を準用する。
（勤勉手当の支給）	（勤勉手当の支給）
第22条　（略）	第22条　（略）

２～６　（略）	２～６　（略）
（略）	（略）
７　定年前再任用職員＿＿＿

(4)　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前６か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員　100分の93.75　以下	(4)　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前６か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員　６月に支給する場合には100分の92.5以下、12月に支給する場合には100分の95以下
８～10　（略）	８～10　（略）
11　定年前再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。	11　定年前再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。
(1)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　100分の52.75　以上	(1)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　６月に支給する場合には100分の51.5以上、12月に支給する場合には100分の54以上
(2)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の町長の定める職員を除く。）　100分の49.25	(2)　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の町長の定める職員を除く。）　６月に支給する場合には100分の48、12月に支給する場合には100分の50.5
(3)　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前６か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員　100分の47.25　以下	(3)　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前６か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員　６月に支給する場合には100分の46以下、12月に支給する場合には100分の48.5以下
12・13　（略）	12・13　（略）
様式第５(第９条関係)	様式第５(第９条関係)

様式第5(第9条関係)

通　　勤　　届

任命権者　　様

設楽町職員の給与の支給等に関する規則第9条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

氏　名		所属課	
住　所			

順路	交通機関等			
	交通機関等の名称	利用区間	定期券・回数券	金　額
1		～		
2		～		

自　動　車　等			
使用用具	使　用　区　間	片道キロ数	車種ナンバー等
自転車		・	
自動車		・	
その他		・	

通勤に伴う駐車場代（月額：上限5,000円）	円

◎住居～勤務地間の経路詳細図

認定者 認定日　年　月　日 片道キロ数 支給月額　円	取扱者 認　印	課　長	課長補佐	主　査	担当者

様式第6(第9条関係)

削除

様式第5(第9条関係)

通　　勤　　届

任命権者　　様

設楽町職員の給与の支給等に関する規則第9条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

氏　名		所属課	
住　所			

順路	交通機関等			
	交通機関等の名称	利用区間	定期券・回数券	金　額
1		～		
2		～		
3		～		

自　動　車　等			
使用用具	使　用　区　間	片道キロ数	車種ナンバー等
自転車		・	
自動車		・	
その他		・	

◎住居～勤務地間の経路詳細図

認定者　印 認定日　年　月　日 片道キロ数 支給月額　円	取扱者 認　印	課　長	課長補佐	主　査	担当者

様式第6(第9条関係)

様式第6(第9条関係)

通　勤　手　当　認　定　簿

氏　名		所　属		事実発生年月日	年　月　日
				提出年月日	年　月　日
住　居				受理年月日	年　月　日

順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他の別	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額	運賃改正による1箇月の運賃等の額			
	交通機関等の名称	利用区間				年　月　日改正	年　月　日改正	年　月　日改正	
1					円・	円・	円・	円・	
2					円・	円・	円・	円・	
3					円・	円・	円・	円・	
4					円・	円・	円・	円・	
計					円・	円・	円・	円・	
1箇月の運賃等の額の総額(規則第11条の額)					円	円	円	円	
自動車等の額(条例第15条第2項第2号の額)	(自動車等の使用距離　・　km)				円	円	円	円	
規則第11条の額と自動車等の額の合計額、規則第11条の額又は自動車等の額	(自動車等の使用距離　・　km)				円	円	円	円	

決定事項	条例第15条第1項　該　当・非該当	支給の始期等	通勤手当の月額	備　考
	□該当(□規則第10条)	年　月 (から / まで) 支給	円	
	□条例第15条第1項第1号	年　月 (から / まで) 支給	円	
	□条例第15条第1項第2号	年　月 (から / まで) 支給	円	
	□条例第15条第1項第3号	年　月 (から / まで) 支給	円	
	□非該当 理由	年　月 (から / まで) 支給	円	
		年　月 (から / まで) 支給	円	
		年　月 (から / まで) 支給	円	

給与条例第15条及び同条に基づく規則の設定に従い上記のとおり確認し決定する。 年　月　日 職名　　氏名　　印	取扱者印	認			